

## 体験的参加型学習による 人権・同和教育学習プログラム

### はじめに

長崎県人権・同和对策課では、人権教育・啓発の推進に向けて、人権・同和教育指導者の資質向上、学習プログラムの開発、関係機関・団体との連携等を目的に、人権・同和教育指導者スキルアップ講座を開催しております。

平成27年度は、次のような日程と内容で開催をいたしました。

#### <前期>

8月5日(水)

講義Ⅰ：人権問題の解決に向けたプログラム ～長崎県の部落問題～

講師：阿南重幸さん(長崎県人権教育啓発センター・長崎大学非常勤講師)

講義Ⅱ：人権教育がいま、向き合うべきこと

講師：阿久澤麻理子さん(大阪市立大学創造都市研究科 都市政策専攻 教授)

8月6日(木)

講義Ⅲ：映像資料を活用した人権教育研修の実際 ～セクハラ・パワハラ研修の実際～

講師：岩川克行(長崎県県民生活部人権・同和对策課 教育研修班 係長)

講義Ⅳ：障害の社会モデルについて

講師：土岐達志さん(長崎県身体障害者福祉協会連合会 会長)

「学習プログラム」の作成について

#### <後期>

1月27日(水)

私の人権教育・啓発学習プログラム

○グループ及び全体協議

市町・市町教育委員会人権担当者及び人権・同和教育指導者合同研修会

○テーマ：人権教育・啓発の取り組みの現状と課題

- ①県の取組と課題
- ②各市町の取組と課題
- ③ワークショップ

人権教育・啓発の Possible (これならできる)・Must (これはしなくちゃ)  
Hope (できたらいいな)・Impossible (これは無理)

- ④全体協議：班毎の発表
- ⑤ふりかえり

今年度掲載分の体験的参加型による学習プログラムは、当課主催事業研修会で実施したプログラム及びスキルアップ講座参加者が開発したプログラムをベースにして作成しました。それぞれの教育・啓発の場面での活用をお願いします。

## プログラム1

## 人権課題の解決に向けたワークショップ

どんな場所で：学校・企業・公民館等

だれを対象に：教職員、保護者、地域代表者（学校支援会議メンバー）、地域住民

時間のめやす：70分

- ね ら い：①さまざまな人権課題に関して、現実起きた事例や課題について知らせ、そのことについての疑問や課題について考え、グループで話し合うことを通して、問題に対する多様な視点からの捉え方があることに気づく。
- ②課題解決に向けて必要なことや、それを難しくさせているものやその背景などについて意見を交流しあい、個人レベルでの学習と組織における共通認識の共有化の必要性などに気づき、人権課題解決に向けた知識とスキルを向上させる。

## 進め方

参加者の活動		ファシリテーターの支援	時間
1	資料1・2を参考にして、説明を聞く。	●資料1・2を配布し、人権教育の解決に向けたプログラム（本誌P.15～）を参考に、説明を行う。	30分
2	グループに分かれる	●グルーピング（4～6人）を行う。（アクティビティを行っても良いし、人数が多い場合は近くの席の人が集まる。）	2分
3	資料3の内容を確認する。	●資料3を配布し、読み上げて内容を確認する。 ●グループごとに話し合う人権課題A～Fを振り分ける。	5分
4	グループで意見交流を行う。	●疑問、気づき、課題、必要なこと、解決を阻むものなどの多面的な視点で意見交流を行われるよう促す。 ●交流の様子を見守りながら、どのような意見が交流されているかを聞く。	10分
5	全体で意見交流を行う。	●各グループで出された意見を発表してもらおう。 ●各課題ごとに発表できるようにする。	8分
6	資料4を配布し、解説を行う。	●出された意見と関連させたり、実際に起こった出来事などを紹介して理解を促す。	5分
7	気づき、学び、疑問、今後の行動、感想などについてグループで交流する。	●ふりかえりの視点を示す。 ●交流の様子を見守りながら、どのような意見が交流されているかを聞く。	5分
8	ふりかえりを全体で共有する。	●各グループで出された意見を発表してもらおう。 ●出された意見に関連する情報を提供したり、意味づけを行いながら、発表を促す。	5分

## 資料 1

## 人権問題の解決に向けたプログラム

## 共通する

「マイノリティについて知ることはマジョリティについて知ることであり、

在日朝鮮人について考えることは日本という社会、そして多数者である日本人について考えること」

(徐京植<sup>ソキョウジツク</sup>「在日朝鮮人ってどんな人？」平凡社)

→ マイノリティの人権保障がマジョリティの人権保障に繋がる。

## 入り口

## 差別事件が起こる

## 差別とは？

→ 「区別」や「違い」に「優劣」(上下)をつけ、それを理由に排除すること(仲間はずれ)。

また、当事者にとってカミングアウトできにくい状態をさす(生きづらさ)。

## 「寝た子は起こされる」－「過去に学ぶ」

事例 県内で過去起こった事例 古地図事件 結婚差別 部落地名総鑑

## 目的

## 差別の三類型

- 意識的な(攻撃的な)差別 結婚、差別手紙、地名総鑑、差別法戒名、落書き、発言
- 無意識の差別 職員採用、賤称語事件、差別教科書  
無知によるものが結果として差別となる。
- 社会のあり方に問題がある。(社会モデルの考え方)

## 形

## どうしてそのような差別が起きるのか

- (1) 「世間・風潮・いつたえ」(決め付け〈予断〉)によるもの →
- (2) あやまった歴史観や知識を持っているから →  
あいまいな知識や作られたイメージ、無知であるがゆえに
- (3) 「優越感・自己保身」をもちたいから(違うことで) →  
「差別や戦争が『人間の本性』からくるものなら、  
それをなくそうという努力も『人間の本性』からうまれる。」  
(ひろたまさき「差別に見る日本の歴史」)
- (4) 差別(人権侵害)だと認識されていなかったから →

## 背景

### その対抗軸は

- (1) → スキル (差別・偏見を見極める力) → 個人と国 (集団) を同一化しない  
(個人が国を代表するものではない)
- (2) → 正しい知識 → 事実 (歴史を含めて) を知る
- (3) → 人権感覚 (態度) → 立場を入れ替えて考える
- (4) → 多文化社会 → 多様性のある社会を実現する  
(同上) 徐京植 (ソ・キョンシク)

### スキル<知恵>

#### (カミングアウトできる状態とは)

- \* 知恵 物事の道理を判断し処理していく心の動き。  
物事の筋道を立て、計画し、正しく処理していく能力。  
「知識を知恵に深める」(カシオ計算機「命の授業」若尾久さん)

#### 今日からの実践

自分の身近に「」が居ると考える。  
自分自身が「」への、否定的な言動をとらない。  
周囲の否定的な言動を見逃さない、また便乗しない。  
当事者が否かに関わらず「正しい知識」を伝える。  
「」の話題を秘匿化しない。  
差別や偏見は「社会の問題」として考える。  
自分の学校や職場等で「」に関する研修を行う。

参考: 「Take it ! 虹」 儀間由里香「今日からの実践!」より

### 出口

#### 参考

人権教育のための世界計画プログラム

- 第1フェーズ(2005～2007) 初等中等教育に焦点
- 第2フェーズ(2010～2014) 高等教育における人権教育・公務員、法執行者、軍隊
- 第3フェーズ(2015～2019) メディア関係・ジャーナリスト

人権教育とは、市民が権利を学ぶだけでは終わらない。「人権を実現する責務の保持者」(法や条約の名宛人である国・国家機関で働く人びとなど)の側が、人権と、自らの職責を理解し、市民に対する応答力を高めることなしには、人権は絵に描いた餅になってしまう。それゆえ、「責務の保持者」が人権を理解することもあわせて重要なのである。

市民を対象にするものを「人権教育」。責務の保持者を対象とするものを「人権研修」と呼んでいる。(第2フェーズ)  
阿久澤麻里子 (大阪市立大学大学院教授)

## 資料2

## 長崎県の部落問題

- a. 差別古地図問題（1971年）「享和2年肥州長崎図」賤称語の記載
- b. 結婚差別事件（1973年）  
「よく考えてくれ。結婚は、どんなに遠くてもよいが、わんの気持ちもわかるが、わんの一生のことじゃけん、親たちも話したかことがある。わら、〇〇の〇〇に嫁にいけといたら、行くか。親も親類にならんとぞ。〔略〕この意味ばいば絶対につまらんとぞ。〔略〕えんば切るつもりか。見たらもやせ。」  
(両親からAさんに宛てられた手紙の一部) → 世間意識(差別意識)にとらわれた被害者?
- c. 職員採用試験に際しての面接問題（1994年）  
職員採用二次試験で家族のことを聞く。親の仕事や住所、兄弟の居所等。  
平成8年(1996)「統一応募用紙」から、本籍地・家族欄・胸囲・色覚欄が削除。
- d. 賤称語問題（1989年～2014年）  
学校で子どもたちが、社会科の授業で習った「賤称語」を使う。  
教科書の部落問題記述。
- e. 差別手紙事件（1992年～1997年発覚）  
結婚・恐喝事件のでっち上げ  
「…娘さんは私も一度あったことがありよいこのようでしたが、弟が暴走族のようなものに入っており、何よりも親が…(同和教育の大切さは教えているものの実際に自分が直面すると)…絶対同和の件は内緒をお願いします。それで婚約を破棄させました。ところがそういうところの親は、ただではすみません。出るところに出て警察官をやめさせてやるとか息巻き、最終的には三百万位の金で落ち着きそうです。  
(「借金依頼の手紙」一部抜粋)
- f. 差別教科書問題（1976年）  
「僻地、離島、特殊な部落、スラムなどの中には、親が子どもを使ってかっぱらいをさせるところがある。」(A大学「倫理学」の教科書) — 「道徳の相対性」を述べた。
- g. 地名総鑑購入事件（1975年）  
【ある「地名総鑑」の序文】  
極秘のお取扱いを。  
就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな問題になっていることは、皆さんが十分ご承知のことと存じます。  
部落解放同盟の解放運動の展開と、内閣同和对策審議会の同和政策などにより、同和教育が進められる一方、戸籍閲覧、交付の制限、履歴書等に本籍地詳記の省略など、差別に対する防御策がとられ、採用面接時に住所を尋ねたりすることが禁じられ、不用意に話題がこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。
- h. 差別戒名・法名の問題（1979年）  
「日本に部落差別はない、百年ほど昔にあったことであり、今はない。部落差別を理由に一部の人が騒ぐだけである。」アメリカ・プリンストン「世界宗教者平和会議」(全日本仏教会理事長・曹洞宗宗務総長)  
「蓄・賤・草・僕・非・革・婢・旃陀羅」チャンダーラ(インドの被差別カースト)
- i. 差別落書き事件（1996年）駅の待合室に賤称語が。
- j. 差別発言事件（1990年代）日常的な会話で。
- k. 同和地区照会事件（2002年）  
不動産の取り引きで、市役所に「同和地区はどこか」と照会で訪れる。

(本誌23号「長崎県の部落問題」参照)

資料3

## 人権課題の解決に向けた ワークショップの参考資料について

- 事例A～Fに関連した資料を参考として掲載しています。

### 事例A

- ある中学校の前に横断歩道があります。その学校の生徒数人と白杖をついた方が横断歩道で信号が変わるのを待っていました。  
生徒は、信号が変わったのを見て横断歩道を渡りだしました。  
白杖をついた方は、子どもたちが歩く音を聞いて渡りだしました。  
この状況を見ていた中学校の先生が、生徒に対して、「昨日、あなたたちの隣にいた方は、目が不自由な方だったんだよね。そんな時は、声をかけて、一緒に渡ってあげることが大切なんだよ」と指導しました。  
あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。

### 事例B

- 今日には諫早の競技場でJリーグの試合があります。Aさんは友だちを誘って観戦に行きました。ところが観客席の入り口に「Japanese Only」と書かれた横断幕が掲げられていました。Aさんはその横断幕を見て、戸惑ってしまいました。なぜなら誘った友だちは、在日三世の韓国人だったからです。  
あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。

### 事例C

- 「同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。」という意見があります。  
その理由として、「学校教育や社会教育の場で、部落問題に関することを教えなければ、部落差別はなくなると思うから。」という意見です。  
あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。

### 事例D

- Aさんは、以前、テレビや新聞でハンセン病の人たちを見たとき、顔や手足に特徴的な障害があり、大変な病気だなと感じていました。  
そんな思いを持っていたやさき、ハンセン病の療養所から出てきた人が、今度、近所に引っ越してくると聞きました。  
Aさんは、近づいたら病気がうつるのではないかと心配しています。  
あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。

## 事例E

- クイズ1 同性愛は病気である。  
 クイズ2 同性愛や性同一性障害は思春期に起こる一過性のもので、時間が経てば治る。  
 クイズ3 親や先生がLGBTだと、子どももLGBTになる。  
 クイズ4 LGBTであることがわかると就職できない。  
 クイズ5 すべてのゲイはオネエ言葉で話す。  
 クイズ6 同性愛を犯罪と考えている国はない。  
 クイズ7 すべてのゲイは女っぽく、レズビアンは男っぽい。  
 クイズ8 LGBTは家族をもてない。  
 クイズ9 すべてのLGBTは物心ついたときからその自覚をもっている。  
 まずは○×をつけてみてください。それから、グループで話し合ってください。

## 事例F

- 2014年2月26日最高裁は「言葉のセクハラ」訴訟で、企業の男性職員への「出勤停止」という処分を尊重する判決を言い渡しました。最高裁がセクハラと認定した発言は次の通りです。皆さんはどう考えますか。

男性上司が部下の女性に、以下の様な発言を一年以上繰り返したのです。

- 「いくつになったん？」  
 「もうそんな年になったん。結婚もせんでこんなところで何してんの。親泣くで。」  
 「30歳になっても親のスネかじりながらのうのうと生きていけるから、仕事やめられていいなあ。うらやましいわ」
- (女性客について)  
 「好みの人がいたなあ」
- (男性従業員の名前を複数挙げて)  
 「この中で誰か1人と絶対結婚しなあかんとしたら、誰を選ぶ？」
- (セクハラ研修を受けた後)  
 「あんなん言ったら女の子としゃべられんよなあ」

〔読売新聞〕2014年2月27日号参照

あなたはこんな会話を聞いたことはありませんか。どのように考えるかグループで話し合ってください。

資料4

## 人権課題の解決に向けた ワークショップの参考資料について

事例A

- 事例A～Fに関連した資料を参考として掲載しています。

- ある中学校の前に横断歩道があります。その学校の生徒数人と白杖をついた方が横断歩道で信号が変わるのを待っていました。

生徒は、信号が変わったのを見て横断歩道を渡りだしました。

白杖をついた方は、子どもたちが歩く音を聞いて渡りだしました。

この状況を見ていた中学校の先生が、生徒に対して、「昨日、あなたたちの隣にいた方は、目が不自由な方だったんだよね。そんな時は、声をかけて、一緒に渡ってあげることが大切なんだよ」と指導しました。

あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



- 平成23年8月に制定された「改正障害者基本法」には、社会モデルという考え方が採用されています。社会モデルを端的に説明すると、「障害者が社会的不利を受ける原因は社会のあり方にもある」という考え方のことと言えます。例えば、視覚障害者のAさんが、ある道路を横断することが困難だったとします。こうした状態は何故起こるのでしょうか。社会モデルの考えに立てば、「音声式信号機が設置されていないため」といった回答になります。

この問いに「Aさんに視覚障害があるため」といった障害自体に原因を求める考え方を医学モデルまたは個人モデルといいます。現在は、医学モデルから社会モデルへと、障害に対する概念の転換が進んでいます。

<参考：「障害者差別にあたると思われる事例集」平成24年2月 長崎県>

- 長崎県は平成25年5月、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定しました。この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することが出来る共生社会の実現を目指したものです。条例では、障害のある人に対する差別を二つの考え方で説明しています。

- 「不均等待遇」を行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

- 「合理的配慮」を怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。

この条例では、日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。

- 障害者差別解消法が制定されました（平成28年4月施行）。この法律でも、条例と同じように、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」を差別としています。



事例 B

- 今日は諫早の競技場で Jリーグの試合があります。Aさんは友だちを誘って観戦に行きました。ところが観客席の入り口に「Japanese Only」と書かれた横断幕が掲げられていました。Aさんはその横断幕を見て、戸惑ってしまいました。なぜなら誘った友だちは、在日三世の韓国人だったからです。あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



サッカー界で近年起こった差別問題と処分	
2011年 12月	試合中に相手チームの黒人選手に対して少なくとも10回人種差別的な言葉を発したりバブール(イングランド)のFWスアレスに8試合の出場停止と罰金4万ポンド(約490万円)の処分
2012年 10月	チェルシー(イングランド)のDFテリーに対し、人種差別的言動があったとして4試合出場停止と22万ポンド(約2900万円)の罰金処分が決定
2013年 1月	ACミラン(イタリア)は、MFボアテングに対する相手サポーターの人種差別的なやじに抗議し、同国4部リーグのクラブとの練習試合を途中で中止
2013年 10月	マンチェスター・シティ(イングランド)の黒人選手に対するサポーターによる人種差別行為で、当時本田圭祐が所属したCSKAモスクワ(ロシア)に11月の試合で観客席の一部を閉鎖する処分
2014年 2月	試合中に反ユダヤ主義と関連づけられるポーズを取ったウェストブロミッジ(イングランド)のFWアネルカに5試合出場停止と8万ポンド(約1360万円)の罰金

※日本円は当時のレートによる換算

※ この事例は、2014年3月8日、サッカー J1 浦和のサポーターによる実際にあった事件を材料にしています。浦和の淵田敬三社長は、「差別に対する認識が不十分だった」「スポーツクラブとしての存在意義を失うという深刻な危機に直面している」と謝罪し、Jリーグは浦和に「無観客試合」という厳罰を科し、浦和は一億円以上の損失を出しました。「Japanese Only」とは、「日本人オンリー」であるから、「日本人だけしか入ってはいけません」という意味です。世界のサッカー界では、黒人選手に対し、バナナの皮を投げる等サポーターや選手による人種差別行為が行われ、そのたびに処分が行われています(西日本新聞記事・H26.3.14参照)。今回の浦和サポーターによる行為も、国際サッカー連盟(FIFA)の人種差別に対しては厳しく対処する姿勢を背景に、Jリーグは強い姿勢を見せたのです。FIFAは7月13日をAnti Discrimination Day(反差別の日)としています。ワールドカップサッカーの決勝・準決勝の試合でFIFAは、セレモニーを行い、反差別のアピールを行っています。

■ 「スタジアム、日本の縮図かも」(朝日新聞、2014年4月28日) 飲食店や温泉等で「外国人お断り」という紙が貼られることがあります。2006年10月7日札幌地裁はこのような貼り紙を、判決で「人種差別」だと認定しました。

■ この問題は、ここ数年特に顕著となった特定の人種や民族を差別的な言葉でののしる「ヘイトスピーチ」(憎悪表現)に通じるものがあります。2014年10月7日京都地裁は京都朝鮮学校で行われた「在日特権を許さない市民の会」(在特会)のヘイトスピーチを、人種差別撤廃条約が禁止する差別だと認定し、同会の学校に対する損害賠償(1226万円)を命じています。

— SAY NO TO RACISM —

日本代表チームは、人種・性別・出身・宗教・性的指向・もしくは、その他のいかなる理由による差別も認めないことを宣言します。私たちは、サッカーの力をつかって、スポーツからそして社会の他の人々から人種や女性への差別を撲滅することができます。この目標に向かって突き進むことを誓い、そして皆様も私たちと共に差別と戦ってくださることをお願いいたします。

～澤キャプテンのスピーチ(概要)～

事例 C

- 「同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。」という意見があります。  
その理由として、「学校教育や社会教育の場で、部落問題に関することを教えなければ、部落差別はなくなると思うから。」という意見です。  
あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



※ 周りにある率直な疑問から出発して、部落問題について話し合う機会とするワークショップ

Q1 「部落差別」といいますが、私たちの町では、地域のことを「部落」といいます。  
何が違うのですか。

A1 部落という言葉辞書を引いてみますと、2つの意味が書かれています。

1つは、村の一部、つまり集落という意味です。もう1つが、「身体的・社会的に強い差別待遇を受けてきた人々が集団的に住む地域」(広辞苑)とあり、未解放部落、被差別部落が併記されています。部落問題という場合は、後者の意味で使います。今日「同和地区」あるいは「被差別部落」と言われる地域は明治以降、細民部落、特殊部落などと称されてきました。とくに特殊部落は「特種部落」とも書かれ、明治政府が部落改善に乗り出した明治40年代に使用され始めたと言われます。当初この言葉は、部落改善事業の対象地区という程度の言葉だったと思われませんが、当時被差別部落の起源を「異人種(異民族)」に求める風潮が強く、この言葉もそれを補完する役割を果たしました。また、「～は特殊部落だ」というように、この言葉は「悪いこと」の代名詞として戦後も使われました。

したがって、部落という言葉は別に差別用語ではありませんが、地域によっては部落＝被差別部落と考えるところもあります。

Q2 同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。  
学校などで教えなければ部落差別はなくなると思うのですが。

A2 平成22年度「人権に関する県民意識調査(長崎県)」によると、県民の8割は部落(同和)問題を認知しており、そのうち半数は社会に部落差別の意識があると答えています。また、「解決への展望」を聞くと、半数は「なくすことは難しい」を選択しています。このような状況を私たちはどう受け止めなければいけないのでしょうか。問題は、半数が差別意識があると答え、そのうち半数は解決が難しいと答えている点です。

この状況を変えていくには、地道な教育・啓発を続ける以外には方法はありません。現代社会はインターネットにより、あらゆる情報が瞬時に個人に届けられていきます。残念ながら、部落問題に関するこれらの情報の中には、偏見や予断に満ちた悪意のあるものも含まれています。したがって、情報の真偽を判断する知識が必要となっています。それには、学校等で正しい部落問題に関する知識を身につけることが求められているのです。

Q3 私は差別しません。周りにも、差別をする人や差別発言をする人はいません。  
そんな私が、この学習に取り組む必要があるのでしょうか。

A3 このような疑問の背景には、差別の問題は「心がけ」という認識に留まっているからではないかと思えます。同和問題は、心理的差別と実態的差別にあると言われてきました。(「同和对策審議会答申」)私は差別しません、という言い方はこの「心理的差別」のみに原因を求めており、個人的な問題とされています。私たちは社会の中で生活を営んでいます。ですから、この問題を社会の問題として考えることが必要となってきます。

<参考：本誌23号「部落問題をめぐってこんな疑問が…」>

## 事例D

- Aさんは、以前、テレビや新聞でハンセン病の人たちを見たとき、顔や手足に特徴的な障害があり、大変な病気だなと感じていました。  
 そんな思いを持っていたやさき、ハンセン病の療養所から出てきた人が、今度、近所に引っ越してくると聞きました。  
 Aさんは、近づいたら病気がうつるのではないかと心配しています。  
 あなたはこの状況をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



※ ハンセン病の歴史等を踏まえた観点から

#### ハンセン病って、どんな病気だろう？

■ ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮ふに様々な病的な変化が起こったりします。

早期に適切な治療を行わないと、手足などの末梢神経に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。

また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。

かつては、「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年（1873年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

#### ハンセン病は感染症だけど、とてもうつりにくい病気なんだって！

■ 「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。

発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはまれです。

現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

※ 日本人新規患者数：2010年0人、2011年2人、2013年0人

#### 早く見つけて適切な治療をすれば、治る病気なんだよ！

■ 昭和18年（1943年）、アメリカで「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年（1946年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年（1949年）から広く使用されるようになりました。

その後、様々な薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

### ハンセン病の隔離政策が終わったのは、つい最近のことなんだったって！

■ 「らい予防法」は、平成8年（1996年）にようやく廃止されました。平成10年（1998年）には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。

続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年（2001年）、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。

国は、ハンセン病問題は、早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。

その後、国は入所者たちにお詫びし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

### それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている！

■ 熊本地裁の判決に対し、国は控訴断念を決めると共に、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。

しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。

そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。

### 二度と同じ過ちを繰り返さないために、私たちはどうすればいいんだろう！

■ ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか？実は、普通の人たちなのです。私たちは、気の毒な人たちがいたとすると同情します。ところが、気の毒だと思っていた人や自分より弱いと思っていた人たちが権利を主張したりなどとすると、とたんに彼らを拒絶し、いじめたり、差別をしたりすることが多くあります。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるのです。

そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この研修をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解をもつと共に、偏見や差別をなくすためにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するためにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

### ハンセン病療養所

■ 現在、日本には国立・私立をあわせて14ヶ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

■ 療養所の実態 <ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長 笹 雄二さん>

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、眼や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工さらには亡くなった療友の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。

また、療養所内での結婚の条件として子どもが産めない手術を強制されたりしました。

さらに、こうした措置に不満を漏らせば、次々と療養所内の監禁所に入れられました。

栗生楽泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。

<参考：ハンセン病の向こう側 厚生労働省>

## 事例E

- クイズ1 同性愛は病気である。  
 クイズ2 同性愛や性同一性障害は思春期に起こる一過性のもので、時間が経てば治る。  
 クイズ3 親や先生が LGBT だと、子どもも LGBT になる。  
 クイズ4 LGBT であることがわかると就職できない。  
 クイズ5 すべてのゲイはオネエ言葉で話す。  
 クイズ6 同性愛を犯罪と考えている国はない。  
 クイズ7 すべてのゲイは女っぽく、レズビアンは男っぽい。  
 クイズ8 LGBT は家族をもてない。  
 クイズ9 すべての LGBT は物心ついたときからその自覚をもっている。  
 まずは○×をつけてみてください。それから、グループで話し合ってください。



※ LGBT とは、L (レズビアン) G (ゲイ) B (バイセクシュアル) T (トランスジェンダー) の頭文字をとった性的マイノリティーの総称です。

- クイズ1 × 同性愛が、倒錯性愛者と認識されていた時代が日本にもありましたが、WHO (世界保健機構) が「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」(1993年5月17日) という宣言をしたことを契機に、国際社会ではアイデンティティの1つとしてみなされるようになっていきます。
- クイズ2 × 思春期にセクシュアリティが揺らぎやすいということはたしかですが、成人に LGBT が存在することからも、思春期の一過性とは考えられないことです。
- クイズ3 × 日本では人口の7.6% (13人に1人) いるという調査が公表されています。親や教員の育て方によって LGBT になると言う考えは悪意のある予断に過ぎません。同性愛や性同一性障害になる原因はわかっていません。
- クイズ4 × 実際にカミングアウトをして働く人や、就職活動期にカミングアウトをして就職する人もあります。企業によっては、セクシュアリティによって差別してはいけないと明文化している企業もありますが、まだ少ないのが現状です。
- クイズ5 × ゲイでオネエ言葉を使う人がいますが、すべての人が使うわけではありません。
- クイズ6 × 世界には同性愛であることが罪になる国があります。
- クイズ7 × セクシュアリティは見た目ではわかりません。女性らしさをもつゲイ/レズビアンもいれば、男性らしさを多くもつゲイ/レズビアンもいます。同じセクシュアリティでも個人差があります。
- クイズ8 × 同性婚やパートナーシップ法などが認められている国があります。アメリカでは、6月連邦最高裁がみとめる判断をしましたし、日本では同性婚は認められていませんが、東京都渋谷区等でパートナーシップ条例が成立しています。
- クイズ9 × 自分のセクシュアリティに気がつく年齢には個人差があります。就学前や小学校入学時の頃から自覚する人もいれば、成人してから、結婚や出産等を契機に気づく人もいます。

『LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性』(合同出版) 参照

事例 F

- 2014年2月26日最高裁は「言葉のセクハラ」訴訟で、企業の男性職員への「出勤停止」という処分を尊重する判決を言い渡しました。最高裁がセクハラと認定した発言は次の通りです。皆さんはどう考えますか。

男性上司が部下の女性に、以下の様な発言を一年以上繰り返したのです。

- 「いくつになったん？」  
「もうそんな年になったん。結婚もせんでこんなところで何してんの。親泣くで。」  
「30歳になっても親のスネかじりながらのうのうと生きていけるから、仕事やめられていいなあ。うらやましいわ」
- (女性客について)  
「好みの人がいたなあ」
- (男性従業員の名前を複数挙げて)  
「この中で誰か1人と絶対結婚しなあかんとしたら、誰を選ぶ？」
- (セクハラ研修を受けた後)  
「あんなん言ってたら女の子としゃべられんよなあ」

「読売新聞」2014年2月27日号参照

あなたはこんな会話を聞いたことはありませんか。どのように考えるかグループで話し合ってください。



- セクハラとは、「性的嫌がらせ」のことを言います。厚生労働省は指針で、セクハラを次のように二つに分けています。

#### 対価型セクハラ

- 職務上の地位を利用して性的な要求をしたが拒否されたので解雇する。
- 人事考課等を条件に性的な関係を求める。
- 職場内での性的な発言に対し抗議した者を配置転換するなど。

#### 環境型セクハラ

- 性的な要求はないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為。
  - ・ 性的な話題をしばしば口にする。
  - ・ 恋愛経験を執ように尋ねる。
  - ・ 宴会で男性に裸踊りをさせる。
  - ・ 執ように性的特徴を特化した内容のメールを送る。

- パワハラとは、「同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為をいう」。

#### パワーハラスメントの行為類型

1	身体的な攻撃 → 暴行・傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 頭を小突く。胸倉をつかむ。髪を引っ張る。物を投げつける。</li> </ul>
2	精神的な攻撃 → 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人前で大声で叱責する。「死ね」「クビだ」と脅かす。</li> <li>● 「バカ」「給料泥棒」など、人格を否定するような言葉で執拗に叱責する。</li> </ul>
3	人間関係からの切り離し → 隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的に挨拶をしない。会話をしない。</li> <li>● 部署全体の食事会や飲み会に誘わない。</li> </ul>
4	過大な要求 → 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明らかに達成不可能なノルマを課す。一人では無理だとわかっている仕事を強要する。</li> <li>● 終業間際に過大な仕事を毎回押し付ける。</li> </ul>
5	過小な要求 → 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる・仕事を与えない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎日ように草むしりや倉庫整理をさせる。</li> <li>● コピー等の単純作業しか与えない。</li> </ul>
6	個の侵害 → 私的なことに過度に立ち入る	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人の宗教・信条について公表し批判する。</li> <li>● しつこく結婚を推奨する。</li> </ul>

(厚労省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」より)

#### <かつては>

##### ○当たり前だった？

「パワハラ」は人権を無視した行為です。職権を個人が自由に行使できる権限と思い違いし、部下に対する威圧的な言動はまだまだなくなっていない。「そんなことをしていると昇給させない」「給料分ぐらい働け」等の言動はかつては、誰もとがめない雰囲気がありました。しかし、「仕事だから仕方ない」で許される時代ではありません。

#### <今…>

##### ○「ひどい嫌がらせは」労災認定に

平成 19 (2007) 年、うつ病により自殺した従業員の遺族が起こした裁判で、業務と精神疾患には因果関係があるという判決が下されました。同じような例として、同年 10 月に労働保険審査会裁決と名古屋高裁判決がありました。

〔人権ポケットブック 6〕より (人権教育啓発推進センター)

プログラム2 文字を学ぶよろこび

どんな場所で：小中学校での授業、PTA研修会、校内研修会 等

だれを対象に：児童・生徒、保護者、教職員 等

時間のめやす：50分

ね ら い：貧しさや差別のために学校へ行けない現実があったことを知り、一生懸命に文字を学ぶ吉田さんの熱意や文字を学ぶことの喜びを共感的に理解し、学ぶことの意味を考える。

使用教材：ひらがなにつき(エルくらぶ)

※人権・同和対策課で貸出しをしています。

進め方

参加者の活動		ファシリテーターの支援	時間
1	ファシリテーターの話を聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下を板書する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     文字を学ぶよろこび                      「ひらがなにつき」                 </div> </li> <li>●「みなさんは、文字を学ぶよろこびを感じたことがありますか？」</li> <li>●「今日は、『ひらがなにつき』という絵本を読みながらいろいろ考えてみましょう。」</li> </ul>	3分
2	絵本に登場する吉田一子さんについての説明を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1925(大正14)年生まれ</li> <li>●60歳をこえてから、大阪府の富田林市立人権文化センターで開講されている「富田林識字学級」で文字を学び、そこで学んだひらがなでつづった日記をもとに、この絵本がつくられました。</li> </ul>	2分
3	絵本の読み聞かせを聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>●挿絵の中の文章も含めて読み聞かせを行い、吉田さんの生きてきた人生やその背景が理解できるようにする。</li> </ul>	10分
4	ファシリテーターの発問を聞き、考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●質問を行う</li> <li>①なぜ、ひらがなだけでかかれているのでしょうか。</li> <li>②一子さんは、どうしてラーメンを食べずにかえてきたのでしょうか。また、食べずに帰った一子さんは、どんな気持ちだったでしょう。</li> <li>③野菜の値段がわからないのは、なぜだったのでしょうか。</li> <li>④カラオケで歌う歌詞をみんな覚えているのはどうしてでしょう。</li> </ul>	15分



参加者の活動		ファシリテーターの支援	時間
4	ファシリテーターの発問を聞き、考える。	⑤病院で、自分で書いた文字で名前を呼ばれたときは、どんな気持ちだったでしょう。 ⑥駅の落書きをみた一子さんは、どんな気持ちだったでしょう。また、どうしてそんな気持ちになったのでしょうか。 ⑦孫のつかさに手紙を書く、一子さんはどんな気持ちで手紙を書くのでしょうか。	
5	「ひらがなにっき」の感想を述べ合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3～4人のグループを作る。</li> <li>● 印象に残った場面、なぜ印象に残ったのか、感想等を交流するように促す。</li> </ul>	5分
6	全体で、感想を交流する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループごとに出された感想を発表してもらう。</li> </ul>	10分
7	ファシリテーターの話を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育を受ける権利が基本的人権であること、マララ・ユスフザイ、児童労働による学習権の侵害等、学習権と関連する話をする。</li> </ul>	5分

### イメージする参加者の言葉（研修を終えて）

文字の読み書きができるのは  
あたりまえのことではない。

学校に行けなかった人がいること  
をはじめて知った。

あきらめずに学び続けることの  
大切さに気づいた。

## ビデオライブラリー 新規購入ビデオ情報

人権教育啓発センターでは、ビデオ・DVD視聴、図書の閲覧ができるようにしております、また貸出しも行ってあります。なお、貸出しは、県内在住の方々を対象とさせていただきます。

●ビデオ・DVD・図書の貸出の手続きについて

- 貸出申込：センター内で貸出しを申し込むときには、貸出しを希望する資料に貸出申込書を添えて受付に提出してください。郵送又はFAXの場合は貸出申込書をセンターホームページから印刷して申し込んでください。
- ビデオ・DVDは郵送による貸出も可能です。希望される方は長崎県人権教育啓発センター（人権・同和对策課内）までご連絡下さい。（お送りする際の送料及び返却時の送料は利用者負担になります。）
- 貸出数：ビデオ・DVDは1人1回3本以内、  
図書1人1回5冊以内  
（図書の郵送による貸出はできません）
- 貸出期間：2週間以内

〈問い合わせ先〉

長崎県人権教育啓発センター（人権・同和对策課内）  
長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階  
電話：095-826-2585 FAX：095-826-4874  
URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/index.html>

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間 (分)	内 容	備考
260	身近な人権問題 人権は小さな気づき から	DVD	実写	小学生 ～ 一般	34	「こんなとき、あなたはどうしますか？」 身近な人権問題8項目を題材に、気づきを促すための 教材です。 (・いじめ問題 ・子どもの人権 ・障がい者の人権 ・風評被害の問題 ・虐待問題 ・女性の問題 ・高齢者の人権 ・病気を患った人の人権)	
261	聲の形	DVD	ドラマ	中学生 ～ 高校生	30	原作の「聲の形（こえのかたち）」（講談社）は、現代 の子どものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障 がい者との共生」などのテーマを、読者が自然に考える ことのできる作品です。原作を基本にしたドラマ形 式の道徳教材ドラマです。	字幕版 付き
262	ココロ屋	DVD	アニメ	小学生	25	「ココロ」とは何でしょう？この作品は、このなぞに 向かい合うためのヒントとなる優れた児童文学を原作 にしたアニメーションです。自分と相手の心を大切に するという、人権教育の考え方が盛り込まれ、アサー ションの考え方を児童にわかりやすく伝えるための ツールにもなります。	
263	シリーズ映像で みる人権の歴史 第4巻 明治維新と 賤民廃止令	DVD	実写	小学生 以上	18	最新の研究をもとに、賤民廃止令や壬申戸籍等への明 治政府の関わり等を公文書をもとに丁寧に描き、近代 社会においても「部落差別」が存続した構造を浮かび 上がらせた教材です。	
264	日常の人権Ⅱ 一気づきから 行動へ	DVD	アニメと 実写	小学生 ～ 高校生	23	・外国人の人権 ・障がい者の人権 ・部落差別 インターネットでの人権侵害	字幕版 付き
265	パワーハラスメント 4つの判断基準	DVD	実写	企業 ・ 行政等	25	パワハラになるときとならないときとの違いには、ど のような判断基準があるのか。定義と4つの要件を事 例から読み解く、全員向け、管理職向け両方にお使い 頂ける教材です。 ・パワハラとは？ ジャッジのポイント ・「業務の範囲を超える」とは？ ・「人権侵害」とは？	